

### 3 手続の流れ

#### 許可申請

提出するもの

- 許可申請書（氏名、住所、埋立て区域の位置・面積、目的、期間、土砂の数量、土地の形状、土砂の崩壊等防止施設の設置計画、土砂の採取場所・搬入計画等）
- 土地所有者等の同意書
- その他規則で定める添付書類

#### 審査

許可基準

- 申請者が条例に定める欠格要件に該当しないこと（条例違反による刑確定後3年、許可取消し後3年を経過していない者等）
- 土地所有者等の同意を得ていること
- 事業実施の确实性があること
- 土砂のたい積の構造が、構造上の基準に適合すること
- 完了時及び埋立て時に必要な災害防止措置が講じられること（市町村長の意見聴取）

#### 許可

（条件を付すことがあります）

埋立て等を行う者の義務

- 標識の設置
- 搬入の届出（5,000立方メートルごと、土砂発生元証明書等）
- 土砂管理台帳の作成、定期報告（6か月ごと）
- 県が求める報告、立入検査等への対応

（完了（廃止）届）

（完了確認）

#### 完了

### 4 次の場合には行為の停止や必要な措置を命じます

- 土砂の崩壊等を防止するため緊急の必要があるとき
- 無許可（無許可変更）で土砂の埋立て等を行ったとき等

### 5 次の場合には許可が取り消されます

- 申請者が欠格要件に該当したとき
- 不正手段による許可取得
- 長期の休止
- 無許可変更
- 許可条件違反
- 停止又は措置命令違反